

伊豆中央ケアセンター関連施設介護保険・障害者総合支援関係利用料金表(H30.4改正)

★ 特別養護老人ホーム

【多床室】

(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担1割)	5,570円 (557円)	6,250円 (625円)	6,950円 (695円)	7,630円 (763円)	8,290円 (829円)
日常生活継続支援加算 (利用者負担1割)	360円 (36円)				
個別機能訓練加算 (利用者負担1割)	120円 (12円)				
栄養ケア・マネジメント体制加算 (利用者負担1割)	140円 (14円)				
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ (利用者負担1割)	120円 (12円)				
夜勤配置職員加算 (利用者負担1割)	130円 (13円)				
介護職員処遇改善加算Ⅰ (利用者負担1割)	530円 (53円)	590円 (59円)	650円 (65円)	710円 (71円)	760円 (76円)
居住費 (介護保険給付対象外)	840円 ※(注1)				
食費 (介護保険給付対象外)	1,380円 ※(注2)				
利用者負担合計 (1日)	2,917円	2,991円	3,067円	3,141円	3,212円

【個室】

(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担1割)	5,570円 (557円)	6,250円 (625円)	6,950円 (695円)	7,630円 (763円)	8,290円 (829円)
日常生活継続支援加算 (利用者負担1割)	360円 (36円)				
個別機能訓練加算 (利用者負担1割)	120円 (12円)				
栄養ケア・マネジメント体制加算 (利用者負担1割)	140円 (14円)				
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ (利用者負担1割)	120円 (12円)				
夜勤配置職員加算 (利用者負担1割)	130円 (13円)				
介護職員処遇改善加算Ⅰ (利用者負担1割)	530円 (53円)	590円 (59円)	650円 (65円)	710円 (71円)	760円 (76円)
居住費 (介護保険給付対象外)	1,150円 ※(注1)				
食費 (介護保険給付対象外)	1,380円 ※(注2)				
利用者負担合計 (1日)	3,227円	3,301円	3,377円	3,451円	3,522円

- ☆ この他に口腔機能維持管理体制加算1ヶ月300円（自己負担30円）が算定されます。また、口腔機能を含む摂食・嚥下機能をふまえた経口支援対象者には経口維持加算1ヶ月4000円（自己負担400円）が算定されます。
- ☆ 褥瘡発生を予防する褥瘡マネジメント加算として、3ヶ月に1回100円（自己負担10円）が算定されます。
- ☆ 排せつに介護を要する対象者には排せつ支援加算として、1ヶ月1,000円（自己負担100円最大で6ヶ月）
- ☆ 入居又は再入居時、低栄養リスクの高い対象者には低栄養リスク改善加算として、1ヶ月3,000円（自己負担300円最大で6ヶ月）が算定されます。
- ☆ 入居された日から1ヶ月間につき、初期加算1日300円（自己負担額30円）が算定されます。病院や診療所等に30日を超えて入院後、再び入居される場合も算定されます。
- ☆ 外泊をされた場合、1ヶ月に6日を限度として、福祉施設外泊時費用加算として1日2,460円（自己負担額246円）が加算されます。その場合の基本料金はかかりません。
- ☆ 1回の外泊が2つの月をまたがる場合、連続して最大12日の福祉施設外泊時費用加算として、1日2,460円（自己負担額246円）が加算されます。その場合の基本料金はかかりません。
- ☆ 外出・外泊・入院等で居室をあけておく場合7日目から料金がかかります。  
・多床室…1日当たり840円 個室…1日当たり1,150円
- ☆ 外泊の初日及び最終日（帰園日）は、通常の基本料金を算定します。従い、1泊2日の外泊時には通常の基本料金の算定がなされます。
- ☆ 医師が終末期にあると判断した利用者について、看取り介護を行った場合に、死亡前30日を限度として看取り介護加算<施設・居宅で死亡>  
1日 1,440円（自己負担 144円）死亡日以前4～30日  
1日 6,800円（自己負担 680円）死亡日の前日・前々日  
1日12,800円（自己負担1,280円）死亡日
- ☆介護職員処遇改善加算Ⅰは、介護職員処遇改善のために基本料金と加算額の合計に8.3%をかけた金額
- ☆（注1）（注2）は、**介護保険適用外です。全額自己負担となります。なお、所得に応じて減額になる場合もあります。段階の別は下記の表となります。**

段 階		認定の基準	項 目	従来型個室	多床室
基準費用額 (上限)第4段階		下記以外の方	食費	1,380	1380
			居住(滞在)費	1,150	840
負担 限度 額	利用者負担 第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階 に該当しない方	食費	650	650
			居住(滞在)費	820	370
	利用者負担 第2段階	市民税非課税世帯で、所得と課 税年金収入が80万円以下の方	食費	390	390
			居住(滞在)費	420	370
利用者負担 第1段階	老福祉年金等受給者等	食費	300	300	
		居住(滞在)費	320	0	

#### 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者負担となります。（利用した時のみ請求します。）

- ① レクリエーション、クラブ活動  
利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、遠足に参加する場合の材料代・入場料金等の実費。
- ② 日常生活上必要となる諸費用  
利用者の意向により、日常生活用品等購入を代行した場合、その購入にかかった実費。
- ③ 特別な食材及び飲料費  
利用者の希望により提供する特別食にかかる実費。
- ④ 金銭管理委託契約費  
利用者の希望により、預金通帳・印鑑・年金証書等をお預りし、各種保険料のお支払い代行を行いま

す。(任意契約：1ヶ月 2,000円)

- ⑤ 喫茶利用費  
飲食には利用費として(1品：200円)がかかります。(希望者のみ)
- ⑥ おやつ代  
おやつを希望される方は(1日：30円)がかかります。(希望者のみ)
- ⑦ 理美容代 1回 実費
- ⑧ 死亡に伴う処置費  
当施設で死亡された場合においては、死後の処置一式行わせていただきます。10,000円

## ★ 短期入所生活介護事業所 (ショートステイ)

### 【介護保険給付短期入所・多床室】

(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担1割)	5,840円 (584円)	6,520円 (652円)	7,220円 (722円)	7,900円 (790円)	8,560円 (856円)
機能訓練体制加算 (利用者負担1割)	120円 (12円)				
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ (利用者負担1割)	120円 (12円)				
サービス提供体制 強化加算Ⅰ (利用者負担1割)	180円 (12円)				
夜勤職員配置加算 (利用者負担1割)	130円 (13円)				
介護職員処遇改善加算Ⅰ (利用者負担1割)	530円 (53円)	590円 (59円)	640円 (64円)	700円 (70円)	760円 (76円)
滞在費 (介護保険給付対象外)	840円 (注1)				
食費 (介護保険給付対象外)	1,380円 (朝食：280円 昼食：600円 夕食：500円) (注2)				
利用者負担合計 (1日)	2,912円	2,986円	3,061円	3,135円	3,207円

### 【介護予防短期入所・多床室】

(1日あたり)

	要支援1	要支援2
基本料金 (利用者負担1割)	4,370円 (437円)	5,430円 (543円)
機能訓練体制加算 (利用者負担1割)	120円 (12円)	
サービス提供体制 強化加算Ⅰ (利用者負担1割)	180円 (18円)	
介護職員処遇改善加算Ⅰ (利用者負担1割)	390円 (39円)	480円 (48円)
滞在費 (介護保険給付対象外)	840円 (注1)	
食費 (介護保険給付対象外)	1,380円 (注2) (朝食280円 昼食600円 夕食500円)	
利用者負担合計 (1日)	2,726円	2,841円

- ☆ 送迎を希望された場合、片道1,840円(自己負担額は184円)が加算されます。
- ☆ 滞在費・食費については、市町村税世帯非課税者等は、利用者負担の上限措置により減額されます。
- ☆ 看護体制加算Ⅰ・Ⅱは常勤の看護師が1名以上配置していると加算
- ☆ サービス提供体制強化加算は介護職員の内介護福祉士が60%以上配置していると加算
- ☆ 介護職員処遇改善加算Ⅰは介護職員の処遇改善のために、基本料金と加算額の合計に8.3%をかけた金額
- ☆ (注1)(注2)は、介護保険適用外ですが、所得に応じて減額される場合があります。

### 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者負担となります。(利用した時のみ請求します)

- ① レクリエーション、クラブ活動  
利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、遠足に参加した場合の材料代・入場料金等の実費
- ② 日常生活上必要となる諸費用  
利用者の意向により、日常生活用品等購入を代行した場合、その購入にかかった実費
- ③ 特別な食材及び飲料費  
利用者の希望により提供する特別食にかかる実費
- ④ 喫茶利用費  
飲食には利用費として（1品：200円）がかかります。（希望者のみ）
- ⑤ おやつ代  
おやつを希望される方は（1日：30円）がかかります。（希望者のみ）

★ デイサービスセンター（通所介護） サービス提供時間 7時間以上8時間未満

- **通所介護（通常規模型）**（伊豆中央ケアセンターデイサービス、天城デイサービス、ふれあいデイサービス共通）

【介護給付対象サービス】…要介護認定において要介護1～5と認定を受けた方が対象です。

(1回あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担1割)	6,450円 (645円)	7,610円 (761円)	8,830円 (883円)	10,030円 (1,003円)	11,240円 (1,124円)
サービス提供体制 強化加算Ⅰ (利用者負担1割)	180円 (18円)				
入浴介助加算 (利用者負担1割)	500円 (50円)				
栄養スクリーニン グ加算	50円 (5円)				
中重度ケア体制加算 (利用者負担1割)	450円 (50円)				
認知症加算 (利用者負担1割)	600円 (60円)				
介護職員処遇改善加算Ⅰ (利用者負担1割)	介護職員処遇改善のために基本料金と加算額の合計に5.9%をかけた金額が加算されます。				
食費 (介護保険給付対象外)	朝食 280円(伊豆中央ケアデイのみ)、昼食 650円、夕食 500円				
食費(夕食) (介護保険給付対象外)	500円				
洗濯代(衣類一式) (介護保険給付対象外)	50円				

☆サービス提供体制強化加算は介護職員の内介護福祉士が50%以上配置していると加算

☆栄養スクリーニング加算は利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態を確認し、栄養に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合。

☆中重度ケア加算は利用者の内、要介護3以上の利用者が全利用者の3割以上いると加算

☆認知症加算は利用者の内、認知症自立度Ⅲ以上の利用者が全利用者の2割以上いると加算(対象者のみ)

○ **介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所介護サービス**

(伊豆中央ケアセンターデイサービス、天城デイサービス、ふれあいデイサービス共通、北狩野ケアセンター共通)

【介護予防給付対象サービス】…要支援認定で要支援1・2と認定を受けた方及び事業対象者です。

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担
事業対象者 要支援1	月4回まで 1回 3,780円 月5回は包括料金 16,470円	1回 378円 1月 1,647円
事業対象者 要支援2	月5回～8回まで1回 3,890円 月9回は包括料金 33,770円	1回 389円 1月 3,377円
サービス提供体制 強化加算I	要支援1 720円	1回 72円
	要支援2 1,440円	1回 144円
介護職員処遇改善加算I (利用者負担1割)	介護職員処遇改善のために基本料金と加算額の合計に5.9%をかけた金額が加算されます。	
食費 (介護保険給付対象外)	650円(昼食)、500円(夕食)	
入浴 (介護保険給付対象外)	200円(1回)	
洗濯代 (介護保険給付対象外)	50円(1回)	

☆サービス提供体制強化加算は介護職員の内介護福祉士が50%以上配置していると加算

○ **通所型サービスA**

通所サービスA	基本利用料	利用者負担
事業対象者	3,700円	370円
食費 (介護保険給付対象外)	650円(昼食)、500円(夕食)	
入浴 (介護保険給付対象外)	200円(1回)	
洗濯代 (介護保険給付対象外)	50円(1回)	

★ **認知症対応型通所介護(伊豆中央ケアセンターデイサービス) サービス提供時間6時間以上7時間**

【介護給付対象サービス】…要介護認定において要介護1～5と認定を受けた方が対象です。

(1回あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担1割)	7,830円 (783円)	8,670円 (867円)	9,510円 (951円)	10,330円 (1,033円)	11,170円 (1,117円)
サービス提供体制 強化加算I (利用者負担1割)	180円 (18円)				
入浴介助加算 (利用者負担1割)	500円 (50円)				
栄養スクリーニング	50円				

加算	(5円)
介護職員処遇改善加算 I (利用者負担 1割)	介護職員処遇改善のために基本料金と加算額の合計に 10.4%をかけた金額が加算されます。
食費 (介護保険給付対象外)	朝食 280 円、昼食 650 円、夕食 500 円円
洗濯代(衣類一式) (介護保険給付対象外)	50 円

☆サービス提供体制強化加算は介護職員の内介護福祉士が 50%以上配置していると加算

☆栄養スクリーニング加算は利用開始時及び利用中 6 ヶ月ごとに栄養状態を確認し、栄養に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合。

## ○ 介護予防認知症対応型通所介護（伊豆中央ケアセンターデイサービス）

【介護予防給付対象サービス】…要支援認定で要支援 1・2 と認定を受けた方が対象です。  
(1回あたり)

	要支援 1	要支援 2
基本料金 利用者負担 1割)	6,780 円 (678 円)	7,560 円 (756 円)
サービス提供体制 強化加算 I 利用者負担 1割)	180 円 (18 円)	
栄養スクリーニン グ加算	50 円 (5 円)	
入浴介助加算 利用者負担 1割)	500 円 (50 円)	
介護職員処遇改善加算 I (利用者負担 1割)	介護職員処遇改善のために基本料金と加算額の合計に 10.4%をかけた金額が加算されます。	
食費 (介護保険給付対象外)	朝食 280 円、昼食 650 円、夕食 500 円円	
洗濯代 (介護保険給付対象外)	50 円(1回)	

☆サービス提供体制強化加算は介護職員の内介護福祉士が 50%以上配置していると加算

☆栄養スクリーニング加算は利用開始時及び利用中 6 ヶ月ごとに栄養状態を確認し、栄養に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合。

## ★ ホームヘルプサービス（訪問介護）

### 【介護保険給付 訪問介護】

(1回あたり)

	サービスに 要する時間	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以降 30分増す毎に
身体介護	利用料金 (利用者負担 1割)	2,980 円 298 円	4,730 円 473 円	6,900 円 690 円	1,000 円 100 円
	介護職員処遇改善 加算 I	410 円 (41 円)	650 円 (65 円)	950 円 (95 円)	140 円 (14 円)
	利用者負担合計 (利用者負担 1割)	339 円	538 円	785 円	114 円

生活援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引 続き20分上 45分未満	身体介護に引 続き45分上 70分未満	身体介護に引 続き70分 以上
	利用料金 (利用者負担1割)	2,170円 (217円)	2,680円 (268円)	660円 (66円)	1,320円 (132円)	1,980円 (198円)
	介護職員処遇改善 加算Ⅰ	300円 (30円)	370円 (37円)	90円 (9円)	180円 (18円)	270円 (27円)
	利用者負担合計 (利用者負担1割)	247円	305円	75円	150円	225円
初回加算	利用料金 (利用者負担1割)	2,000円 (200円)	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合、もしくは同行訪問した場合			
緊急時訪問介護加算	利用料金 (利用者負担1割)	1,000円 (100円)	利用者や家族等から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時にサービス計画にない訪問介護を行った場合			

- ☆ 平常の時間帯（8：00～18：00）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。介護保険の支給限度額の範囲であれば介護保険給付の対象となります。  
夜間（18：00～22：00） 25%加算  
早朝（6：00～8：00） 25%加算
- ☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを提供する必要がある場合は、ご契約者の同意の上で通常料金の2倍の料金を頂きます。
- ☆ 身体介護が中心である訪問介護を行った後に、引き続き所要時間30分以上の生活援助が中心である訪問介護を行った時の料金は、上記料金表の身体介護の料金に下記の料金を加えたものとなります。  
・身体介護中心型に引き続いて行う生活援助中心型の訪問介護の所要時間が  
20分以上45分未満の場合 … 660円（自己負担 66円）  
45分以上70分未満の場合 …1,320円（自己負担 132円）  
70分以上の場合 …1,980円（自己負担 198円）
- ☆介護職員処遇改善加算Ⅰは、介護職員処遇改善のために基本料金と加算額の合計に13.7%をかけた金額を加算

## ○ 伊豆市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防訪問介護サービス

(1回あたり)

サービス名所	サービス内容	基本利用料	利用者負担
訪問型サービスⅠ	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,660円(1回～4回) 11,680円(5回以上)	266円/日 1,168円/月
訪問型サービスⅡ	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,700円(1回～8回) 23,350円(9回以上)	540円/日 4,670円/月
訪問型サービスⅢ	週3回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	2,850円(1回～12回) 37,040円(13回以上)	570円/日 7,408円/月
初回加算	新規の利用者へサービスを提供した場合	2,000円	200円/回
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅰは、介護職員処遇改善のために基本料金と加算額の合計に13.7%をかけた金額を加算		

○ 訪問型サービスA

(1回あたり)

サービス名称	基本利用料	利用者負担	
訪問型サービスA	2,150 円	215 円	

○ 障害福祉サービス (居宅介護)

(1回あたり)

	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
身体介護	利用料金 (利用者負担1割)	2,480 円 (248 円)	3,920 円 (392 円)	5,700 円 (690 円)	6,510 円 (651 円)
通院等介 助(身体介 護を伴う)	利用料金 (利用者負担1割)	2,480 円 (248 円)	3,920 円 (392 円)	5,700 円 (690 円)	6,510 円 (651 円)
家事援助	利用料金 (利用者負担1割)	1,020 円 (102 円)	1,480 円 (148 円)	1,910 円 (191 円)	2,310 円 (231 円)
通院等介 助(身体介 護を伴わ ない)	利用料金 (利用者負担1割)	1,020 円 (102 円)	1,910 円 (191 円)	2,670 円 (267 円)	—
通院等乗 降介助	利用料金 (利用者負担1割)	980 円 (98 円)			
加算料金	特定事業所加算 II	上記単位数に10%加算			
	介護職員処遇改 善加算 I	介護職員処遇改善加算 I は、介護職員処遇改善のために基本料金と加算額の合計に30.3%をかけた金額を加算			

★ 居宅介護支援事業

	要介護1・2	要介護3・4・5	備考
居宅介護支援費 I	11,530 円	14,680 円	取扱件数が40件未満
特定事業所加算 II	3,000 円/月		定期的な会議や研修を行い主任介護支援員等を配置し、常勤かつ専従の介護支援員を2名以上配置
初回加算	3,000 円/月		新規に居宅介護サービス計画を策定した場合及び2段階以上の変更認定を受けた場合
入院時情報連携加算 I	2,000 円/月		病院等に入院するにあたって、病院等の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算 II	1,000 円/月		上記 (I) 以外の方法でおこなった場合
退院・退所加算	4,500 円/月 (カンファレンス参加無)		入院・入所していた利用者が退院・退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合に、病院・施設職員と面談を



	6,000 円 (カンファレンス参加有)	行い必要な情報を受けて居宅サービス計画を作成し調整を行った場合
小規模多機能居宅介護事業所連携加算	3,000 円	居宅介護支援を受けていた利用者が小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する際に、居宅介護支援事業者が利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合等
看護小規模多機能居宅介護事業所連携加算	3,000 円	居宅介護支援を受けていた利用者が複合型サービスの利用へ移行する際に、居宅介護支援事業者が利用者の必要な情報を複合型サービス事業所に提供した場合等
緊急カンファレンス加算	2,000 円	病院等の求めにより医師又は看護師等とともに居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス利用の調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者に24時間連絡体制を確保し、利用者又は家族の同意を得たうえで、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ利用者の状態やサービス変更等利用者への支援を実施した場合

☆ 原則的に利用者負担はありません。

★ 就労継続支援B型事業（プラム）

障害福祉サービスは、障害のある人個々の障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ個別に支給決定が行われます。

介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられます。就労継続支援B型事業は、「訓練等給付」であり、通常の事業所で働くことが困難な人が、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。利用上限は1ヶ月の日数から8を引いた日数。

(1日あたり)

項目	金額	備考
基本料金 I (利用者負担1割)	5,210円 (521円)	職員配置 7.5 : 1 定員規模 20人以上40人以下
福祉専門職員配置加算 I (利用者負担1割)	150円 (15円)	職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有している職員を25%以上配置していると加算
目標工賃達成指導員加算 2	800 (80円)	目標工賃達成指導員が基準以上配置されている場合に加算
送迎加算（往復） (利用者負担1割)	420円 (42円)	利用者を送迎した場合片道21単位
食事提供体制加算	300円 (30円)	食事を提供した場合
福祉・介護職員処遇改善加算 I (利用者負担1割)	福祉・介護職員処遇改善のために基本料金と加算額の合計に5.2%をかけた金額を加算	

利用者負担の上限額

世帯区分	対象となる人	負担上限額
生活保護世帯	生活保護世帯の方	0円
低所得 1	市民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の年収が80万円以下の人	15,000円
低所得 2	市民税非課税世帯で、「低所得 1」に該当しない人	24,600円
一般	市民税課税世帯の人	37,200円

※ 同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでも、自己負担額を合算した額が負担上限額を超えた場合には、高額障害福祉サービス費が支給され、負担が重くならないように配慮してま

## ★ 放課後児童クラブ

働く女性が増えたり、核家族が増えているなかで、共働き家庭や母子・父子家庭などでは、小学生の子供たちは、小学校から帰った後の放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日には、親が仕事をしているために子供だけで過ごすことになります。

このような共働き家庭や母子・父子家庭の小学生の子供たちの毎日の放課後（学校休業日は1日）の生活を守る施設が放課後児童クラブです。

放課後児童クラブに通う子供たちは、そこを生活を営む場所として学校から「ただいま」と帰ってきます。放課後児童クラブでは、家庭で過ごすのと同じように、休息したり、おやつを食べたり、宿題もしたり、お掃除をしたり、友達と遊んだりします。放課後児童クラブは子供たちにとって「放課後の生活の場」そのものです。

名 称	定員	所在地	電 話	対象区域
中伊豆放課後児童クラブ	40人	伊豆市八幡33-1	0558-83-2911	中伊豆中学校の通学区
天城放課後児童クラブ	30人	伊豆市青羽根47	0558-87-1080	天城中学校の通学区

### 【対象者】

小学校低学年（概ね10歳未満の児童）でその保護者等が労働等により昼間家庭にいない児童

### 【実施時間】

通常 : 下校時から18時30分  
長期休業中 : 7時30分～18時30分

### 【費用】

利用料 : 1ヶ月 5,000円（兄弟姉妹2人目 3,500円）  
おやつ代・教材費 : 1ヶ月 2,000円  
傷害保険料 : 1年 1,800円